



●担当地区…岩室
岩室 ☎82-2489
石添義雄さん



棚橋シヅさん
石瀬 ☎82-2142
●担当地区…石瀬

本間 娃さん
岩室 ☎82-2027
●担当地区…岩室



●担当地区…金池
・久保田・猿ヶ瀬
金池 ☎82-2429
吉井東七郎さん



渡邊純子さん
樋曾 ☎82-2515
●担当地区…樋曾
・栄・橋本

山上久栄さん
夏井 ☎82-2852
●担当地区…南谷
内・夏井・北野



●担当地区…原・
津雲田・富岡・高橋
原 ☎82-3329
大岩 仁さん



●担当地区…間瀬
4区・5区
間瀬5区 ☎85-2255
岡本正明さん

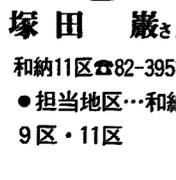


高山光子さん
間瀬7区 ☎85-2531
●担当地区…間瀬
6区・7区

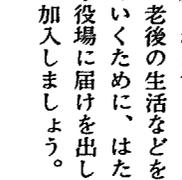
●担当地区…和納
12区
和納12区 ☎82-3753
皆川君平さん



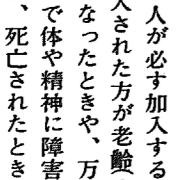
●担当地区…和納
7区・8区・10区
和納7区 ☎82-2079
杵淵喜美子さん



塚田 巖さん
和納11区 ☎82-3951
●担当地区…和納
9区・11区



中原綾子さん
和納5区 ☎82-3127
●担当地区…和納
5区・6区



●担当…西船越・
新谷・油島・高畑
高畑 ☎72-4072
岡島吉栄さん



菅井敏夫さん
横曾根 ☎82-2816
●担当…横曾根、
西中、湯上、白鳥、
西長島



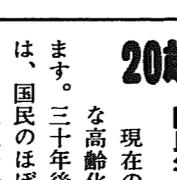
●担当地区…和納
3区・4区
和納3区 ☎82-3293
佐藤昭子さん



田村金作さん
和納3区 ☎82-3137
●担当地区…和納
1区・2区



●担当地区…和納
4区・5区
和納4区 ☎85-2255
岡本正明さん



●担当地区…原・
津雲田・富岡・高橋
原 ☎82-3329
大岩 仁さん

●担当地区…和納
7区・8区・10区
和納7区 ☎82-2079
杵淵喜美子さん

*ご紹介いたします

新しい 民生委員です

12月1日、厚生大臣の委嘱を受け、地域で活躍している民生委員の一斉改選がありました。

いままでは、15名の委員から村内の父子、母子家庭、心身に障害を持つ人、生活に困っている家庭などの相談やお世話を担当してもらっていましたが、今回の改選で新たに3名の委員（岩室本間娃さん、和納3区佐藤昭子さん、和納12区皆川君平さん）が増員され、次の18名の方々が新しい民生委員として委嘱されました。それでは新しい民生委員のみなさんをご紹介します。

保育園入園のご案内

保育園名	住所	電話
中央保育園	橋本	82-2165
和納保育園	和納7区	82-3009
和納第2保育園	和納12区	82-2169
間瀬保育園	間瀬4区	85-2131



募集します

保育園児

受付 1月16日→19日

村立保育園では、平成二年度の入園申し込みの受け付けを今月十六日から行います。入園希望のかたはお申し込みを。
【資格】：保育園に入園できるお子さんは、お母さんが会社などに勤めているなど次の基準のいずれかに当たる場合です。
入園基準① ①外勤：母親（祖父母）が日中、自宅以外で働いている家庭 ②農業：水田2ヘクタール、畑1ヘクタール、そ菜園芸（ビニールハウス）、乳牛10頭以上、養豚100頭程度の農作業をしている家庭。
入園基準② ①自営：商店などをしている家庭では、母親が営業の中心者か手伝いなどで一日五時間以上働いている家庭 ②内職：日中、家庭内で内職をしている家庭や母親（祖父母）が生計を助けるために一日五時間以上、一か月二十日以上家庭内で内職をしている家庭。
入園基準③ ①母親が亡くなったたり、失そうや住み込み仕事（長時間）、別居な

入園申請書の受付

□会場は1月16日～19日までの岩室、和納地区はいずれも役場住民相談室。1月16日の間瀬地区は間瀬地区公民館です。

日 時	受付地区
1月16日 (火曜日)	午前 9:00～11:30 間瀬1区～7区
	午後 1:00～4:00 岩室・石瀬
1月17日 (水曜日)	午前 9:00～12:00 金池・樋曾・栄・橋本 久保田・猿ヶ瀬・南谷内 夏井
	午後 1:00～4:00 北野・西中・湯上・白鳥 西長島・横曾根・西船越 新谷・油島・高畑
1月18日 (木曜日)	午前 9:00～12:00 和納12区・三田・津雲田 高橋
	午後 1:00～4:00 原・富岡 和納1区～5区
1月19日 (金曜日)	午前 9:00～12:00 和納6区～11区

どで常時家に母親がいない家庭。
入園基準④ ①出産：出産予定の二か月前から出産後五か月以内にある場合 ②病気の発症 ③心身に障害のある場合
入園基準⑤ ①入園する児童の家庭に長期間病気の人や心身に障害のある人がいて、母親（祖父母）が日中、四時間以上家で看護している場合や心身に障害のある人の通学などの付き添いのため保

育ができない場合 ④病院などに通院する人の付き添いや寝たきりの人の看護にあたっている場合、または同居の家族の中に一～二級の身体に障害のある人や精神に障害のある人がいるためその介護を必要とする場合。
入園基準⑥ 地震や洪水、火災などの災害のため家を失ったり被害を受けたりして、その復旧にあたる場合。
〔入園の申し込み〕：各保育園か役場住民福祉課福祉係（☎82-4111）内線111にある申請用紙に家族の平成元年分の源泉徴収票の写しか給与証明書、内職証明書などをつけて、別表の受け付け日にお申し込みください。



20歳になったら国民年金

新成人の皆さん、これからあなたがたが、この社会を支えていく中心となつていきます。一月十五日は「成人の日」です。この日を機会に、いまの自分は何をしなければならぬのか、何をしたらよいのかを考えてみましょう。

二十歳になったら国民年金に加入しよう
現在の日本は、本格的な高齢化社会に向つています。三十年後の二〇二〇年には、国民のほぼ四人に一人が六十五歳以上のお年寄り、という推計もあります。

高齢化社会の到来の中で、わたしたちの老後の生活に欠かせないもの一つに、国民年金制度があります。これは、日本国内に住んでいる二十歳以上、六十歳未満の人が必ず加入する制度です。加入された方が老齢六十五歳（年齢）になったときや、万一病気がけがで体や精神に障害が残ったとき、死亡されたときに年金が支給されます。
あなたの老後の生活をより良くしていくために、はたしななつたら役場に届けを出し、国民年金に加入しましょう。